

条例の制定に向けた区民及び運営委員会準備会との意見交換会 概要

1. (仮称)区民活動センター条例

(1)目的

番号	意見・質問	回 答	地 域	
			区 民	準備会
1	区民みずからが解決すべき地域課題には、具体的にどのようなものがあるのか。	例えば、すでに地域で主体的に取り組んでいる防火や防犯、交通安全、青少年の健全育成などの活動は、地域課題である。高齢者などを地域で支える活動も地域課題として捉えることができると思う。	東中野、上高田	

(2)名称及び位置

番号	意見・質問	回 答	地 域	
			区 民	準備会
1	区民活動センターと地域事務所が併設される場合、名称はどうなるのか。	それぞれ名称をつける。例えば、鷺宮の場合、鷺宮区民活動センターと鷺宮地域事務所ということになる。		鷺宮

(3)事業

番号	意見・質問	回 答	地 域	
			区 民	準備会
1	運営委員会が区から受託する事業が赤字になった場合は、町会・自治会が負担するのか。	受託事業は、その費用の範囲内での執行となるため、町会・自治会が経費負担することはない。		江古田
2	運営委員会が事業をする場合の事業費はどの程度か。要望すれば増額してくれるのか。	事業費は委託料の中で、10万円を予定している。現段階で、事業費の予算を増やすことは難しい。運営委員会は公益活動を担う団体であるから、様々な助成金制度を活用するなど、創意工夫して事業を展開してほしいと考えている。	東部、昭和、野方、上鷺宮	
3	広報活動の経費は、運営委員会の委託料の中に含まれるのか。	地域活動の推進には、一定の広報活動が必要と考えており、運営委員会への委託業務の中には、そうした活動経費を見込んでいる。	東部、鍋横、上鷺宮	
4	区が集会室の受付・貸出し業務を委託する民間事業者とは、どのような会社なのか。また、どのようにその事業者を決めるのか。	ビル管理会社などが想定される。事業者の決定にあたっては、競争入札を予定している。	江古田、沼袋、大和	沼袋、大和

(4)施設

番号	意見・質問	回 答	地 域	
			区 民	準備会
1	地域センターは、老朽化して、改修してほしい箇所があるが、そうした要望に沿って改修してから区民活動センターに引き継いでほしい。	施設の改修については、緊急な場合以外は、計画的に行っている。現状で区民活動センターへ引き継ぐこととなるが、引き継ぎ後も区が修繕・改修等を行うのでご理解いただきたい。	上鷺宮	
2	今回の再編にあたって事務室を設ける際、ロビーなど区民のくつろげるスペースをなくさないでほしい。	地域事務所と区民活動センターが併設されるセンターでは、事務スペースを増やす必要があることから、一部ロビーを転用するところもあるが、影響は最小限となるように配慮する。		江古田、野方

(5)運営

番号	意見・質問	回 答	地 域	
			区 民	準備会
1	区民活動センターの組織や命令系統、役割分担はどのようになるのか。縦割りの弊害はないか。	区民活動センターには、区の職員と運営委員会が雇用する事務局スタッフ、集会室の受付・貸出し業務を行う民間事業者の配置を予定している。区の職員は地域と区政のパイプ役として、地域情報の収集・提供、連絡調整などを行う。一つの組織体ではないが、相互に連携を取りながら区民活動センターの業務を円滑に行っていく。	昭和、新井、江古田	
2	区民活動センターの運営を地域が担っていくという方向性は理解しており、賛成である。	運営委員会を中心に地域自治を発展させる運営が行えるよう、条例等規程に反映させていきたい。	江古田、野方	弥生、昭和
3	区民活動センターの運営は地区町会連合会からの推薦者を中核とした運営委員会ではなく、区が担うべきである。町会・自治会にとっては荷が重いと思う。	町会・自治会が高齢化や人材育成に悩み、苦心されていることは十分理解している。運営委員会が、地域のことを行う事務局スタッフを雇用し活用することは、町会・自治会の活性化にもつながり、運営委員会を中心に地域の話し合いや解決に向けての具体的な取り組みも発展していくと考えている。なお、区は地域と区政のパイプ役として職員を配置し、地域に全部お任せするというわけではない。	上鷺宮	弥生、上鷺宮
4	行政と地域が協力して、はじめて地域がよくなり、地域自治が発展する。現在の地域センターを残してほしい。		東中野	
5	運営委員会に地域活動に関する支援を委ねることで、地域に取組みの違いが生じると思うが、どう調整するのか。	地域による取組みの違いは、当然でくるものと考えており、職員のいる今も地域の取組みは均一でない。区は転換に向け、条件整備を行う中で、実際に地域活動を支援するコーディネーターの育成にも取り組んでおり、良い人材を運営委員会が雇用できるようにしたいと考えている。	鍋横、大和	
6	運営委員会は、地区町会連合会からの推薦者を中核に組織されることがだが、公正・公平な運営をお願いしたい。	運営委員会は、規約に基づき、総会や役員会を定期的に行うが、民主的で開かれた会として、地域の意見を聞き、取り入れながら運営されるものである。	南中野、桃園、昭和、江古田、鷺宮	
7	町会・自治会の加入率はどの位か。	地域によって差はあるが、平均5割程度の加入率と聞いている。	南中野、鍋横、野方	

番号	意見・質問	回 答	地 域	
			区 民	準備会
8	運営委員会の運営を地域に開かれたものにするためには、町会・自治会以外の団体や公募委員を入れるべきではないか。幅広い人の意見を聞く必要があると思う。	現在、運営委員会の前段である運営委員会準備会が各地域で組織されており、町会・自治会以外からも、公益的な活動を行っている団体が参加している地域が多い。運営委員会に公募を入れる必要性も含め、その判断は運営委員会準備会が行うが、そうした要望があったことは伝える。	弥生、桃園、沼袋、野方	
9	区が運営委員会に業務委託する際に、委員には公募を入れるよう一定の枠を設ける必要があると思う。		南中野、新井	
10	運営委員会が雇用する事務局スタッフが重要と思うが、その勤務条件や採用はどのように考えているのか。	運営委員会準備会が、地域活動支援を行う適任の人材を選び、事務局長1名と事務員1名の計2名を雇用することになる。勤務条件は、運営委員会が定める。採用については、区が行う地域活動コーディネーター養成講座を活用し、運営委員会ごとに面接等を行った上での採用となる。養成講座は、来年1月～2月頃行いたいと考えている。	鍋横、東中野、昭和、上高田、新井、沼袋、鷺宮、上鷺宮	昭和、江古田、沼袋、野方、上鷺宮
11	運営委員会委員に報酬はあるのか。	運営委員会は、委員が自分達のこととして、地域の人と対等な立場で運営していくものであるため、無償での活動として取組んでいただくようお願いしている。なお、委員は区民活動センターに常駐しない。	東中野、新井、沼袋、沼袋、上鷺宮	昭和、鷺宮
12	運営委員会の委員は無報酬とのことだが、責任をもってやってもらうには、ある程度の報酬を払ったほうがいいと思う。			
13	先行実施を行っている4地域の状況に問題はないのか。	4か所(東部・桃園・新井・大和)ともそれぞれ特長を持ちながら、新たな取組みや課題にチャレンジしている。	江古田	上高田、沼袋、鷺宮
14	先行実施を行っていない11地域の準備状況はどうなっているのか。	11地域すべてで運営委員会準備会が発足しており、定期的に会合を開き、事務局スタッフの採用や就業規則などについて検討をしている。	野方、大和、上鷺宮	桃園
15	運営委員会の責任は、どの範囲に及ぶのか。	運営委員会に委託することになるので、受託する範囲内での責任が運営委員会にある。ただし、区民活動センターは、公の施設であり、最終的な責任は、区が持つことになる。	鷺宮、上鷺宮	

(6)使用の承認

番号	意見・質問	回 答	地 域	
			区 民	準備会
1	集会室使用の可否についての判断は、誰が行うのか。	集会室使用の申請は、区が委託する民間事業者が受けることになる。使用の承認は引き続き区が行う。	鍋横、江古田、大和、鷺宮	大和
2	基本的に団体登録が必要となっているが、現状と同じなのか。	団体登録をお願いする点は、現状と変わらない。	南中野、沼袋、大和	

(7) 使用の不承認や取り消し、立ち入りの制限

番号	意見・質問	回 答	地 域	
			区 民	準備会
1	災害・その他の事故により、施設が使用できないときは、どのようなときか。	地震や火災などにより、施設が被害に遭い、どうしても使用できないときである。また、災害時の一時避難所にもなるため、避難者受け入れの際、使用承認した部屋の使用を取り消すこともある。		東中野

(8) 使用料

番号	意見・質問	回 答	地 域	
			区 民	準備会
1	集会室の貸出業務を民間事業者へ委託すると、使用料が変わるのか。	区として、統一した考え方で使用料を積算しており、区民活動センターへの転換を理由とした使用料の変更は行わない。	上高田、新井	大和
2	集会室の使用料や使用区分は条例で定めるのか。	条例で定める考えである。使用区分については、運営委員会が地域の意向を汲み、その内容が反映されるようにしていきたいと考えている。	野方	

(9) その他の項目(原状回復、使用権の譲渡禁止、賠償)

(10) その他

番号	意見・質問	回 答	地 域	
			区 民	準備会
1	区民活動センターに配置する区の職員は何人か。また、具体的にどのような仕事を行うのか。	職員は2名の体制を考えている。役割については、地域情報の収集や連絡調整のほか、すこやか福祉センターや地域支えあいネットワークとの関係も含め、具体的な仕事の内容や組織について検討しているところである。明確になり次第、お知らせしていく。	弥生、鍋横、桃園、上高田、江古田、大和	南中野、弥生、桃園、東中野、上高田、江古田、大和、上鷺宮
2	区の職員が、区民活動センターに恒常的に配置されると聞いて安心した。	区は地域の最先端に職員を配置し、これまでできなかった支えあい活動の推進などの役割も担うよう考えている。	東中野、上高田、新井、江古田	東中野、上高田、上鷺宮
3	区の職員を区民活動センターに配置すると、運営委員会の自立の妨げになるのではないかと思う。		大和	桃園

2. (仮称) 地域事務所条例

(1) 設置・(2) 名称及び所管区域

番号	意見・質問	回 答	地 域	
			区 民	準備会
1	5か所の設置場所の根拠は何か。	取り扱い件数や区内の地理的バランスなどを考慮したものである。	南中野、弥生	

番号	意見・質問	回 答	地 域	
			区 民	準備会
2	一年中、いつでも発行を受けられるのは、住民票と印鑑証明だけなのだから、サービス低下になるのではないか。特に、高齢者や交通の便の悪い地域は、影響が大きい。	区民の新たなニーズに対応するためには、しっかりとした財政基盤が必要なため、窓口サービスを行う場所については集約することになった。ご理解いただきたい。なお、現在も利便性を向上するため、区役所においては日曜開庁、平日夜間の窓口延長サービスを実施している。また、証明書の電話予約サービスや郵送サービスといったサービスも行っており、これらのサービスについてもPRに努めていきたい。在宅サービスの充実を目指すことから、医療、介護、福祉関係のサービスは、「すこやか福祉センター」を配置する中で、出張サービスや保健福祉の相談が一か所できるワンストップ窓口の態勢を整備していく。	南中野、上高田、大和、鷺宮、上鷺宮	
3	税金や保険料の納付は、地域事務所のみか。区民活動センターではできなくなるのか。	地域事務所や金融機関で納付していただくことになるが、区民税、都民税、国保料、介護保険料はコンビニでの収納ができる。		新井

(3)その他

番号	意見・質問	回 答	地 域	
			区 民	準備会
1	以前は、証明書の交付にあたっては、区民活動センター等に自動交付機を配置すると言っていたが、コンビニでの交付になぜ変わったのか。	本年2月から、コンビニ（セブンイレブン）にある多機能端末を利用しての証明書の交付が開始され、渋谷区や三鷹市などの自治体が参加している。コンビニでは住民票の写しと印鑑登録証明書の交付を、午前6時30分から午後1時まで受けられること、開発費やランニングコストを合わせても従来の自動交付機に比べ、経費の大幅な縮減が見込まれることから、区としてもこの方法に方針を変えた。コンビニでの証明書の発行は、区民にとって、その利用できる日数や時間が大幅に拡大するなど、利便性が向上すると考えている。	南中野、東部、鍋横、東中野、上高田、新井、沼袋、鷺宮、上鷺宮	東中野、新井、鷺宮、上鷺宮
2	コンビニでの証明類の発行は反対である。		南中野、昭和	
3	機械の操作に不慣れな高齢者やコンビニのあまりない地域のこと等を考えると、区民活動センターに、自動交付機を置くべきと考える。		鍋横、東中野、沼袋	鷺宮
4	コンビニで扱っているのはセブンイレブンのみとのことだが、全国の店舗で発行が可能なのか。また、今後、他のコンビニでの交付はできるのか。	セブンイレブンについては、全国の店舗に設置されている端末で発行可能である。他のコンビニも参加を検討していると聞いている。	新井、上鷺宮	東中野
5	証明書のコンビニ交付は、いつから実施されるのか。	地域センターの再編予定である23年7月には間に合わないが、23年度中には実施できると考えている。	上鷺宮	江古田、沼袋、鷺宮
6	コンビニ交付を利用するには、住基カードが必要とのことだが、持っている人が少ないのではないか。	現在、中野区における住基カードの交付枚数の割合は8%程度であり、今後、普及拡大のため、一定期間、キャンペーンを実施していく予定である。		東中野、新井、江古田、沼袋、鷺宮

番号	意見・質問	回 答	地 域	
			区 民	準備会
7	コンビニ交付での機械の操作が簡単にできるのか不安である。高齢者は扱いきれるのだろうか。	銀行のATMのようにコンビニ端末に住基カードをかざし、登録した暗証番号を打ち込むようになると思う。やさしい画面設定になっているので、簡単にこなうことができると認識している。利用のためのチラシを作成したり理解促進の方途を検討するなど、高齢者の方にも十分配慮したい。	弥生、鍋横、東中野、沼袋、大和	東中野
8	コンビニ交付は、使用する回線など、個人情報管理が心配である。	事業者との契約の中には、当然に守秘義務の取り決めもある。回線は専用回線であり、十分なセキュリティの対策を行っている。	南中野、鍋横、東中野、新井、沼袋上鷺宮	東中野、鷺宮
9	区民活動センター開設時にコンビニ交付が間に合わないのであれば、その間どうするのか。	コンビニ交付が行えるようになるまでは、取次ぎサービスを、区民活動センターで行う予定である。具体的な方法については、現在検討している。	弥生、上鷺宮	東中野、沼袋、大和、上鷺宮
10	コンビニ交付が実施されても取次ぎサービスは継続してほしい。	取次ぎサービスは、コンビニ交付が開始された段階で終了する予定である。	野方	大和

3. その他

番号	意見・質問	回 答	地 域	
			区 民	準備会
1	地域センターを再編し、区民活動センターを開設する理由は何か。	地域自治を発展させていくためには、地域の課題を住民みずから話し合い、みずからの行動によって解決し、住民の意思と力によって運営・活用される拠点が必要と考えたからである。また、区は安定的な財政運営のため、職員2千人体制を進めており、今回の再編により人件費を削減し、より効率的な行政運営を行うことができるからである。	鍋横、昭和、東中野、新井、江古田、沼袋	
2	今回の再編により、どのくらいの財政削減効果があるのか。また、新たに経費が必要となるものには、どのようなものがあるのか。	職員は40人程度、削減できると見込んでいる。これに伴う財政効果は、3億円程度である。新たに必要となる経費については、運営委員会や集会室等の受付業務を行う民間事業者への委託料が、新たに必要となる。	南中野、弥生鍋横、東部、東中野、新井、野方	江古田
3	区民活動センターの開設は、コンビニ交付の開始まで、延期してほしい。	ご意見として承るが、当初に予定していた時期に開設できるよう最善の努力をしたい。なお、コンビニ交付が開始されるまでの間は、取次ぎサービスを行う方向で検討を進めている。	東中野、新井、鷺宮、上鷺宮	東中野
4	地域センター再編後の災害時の対応はどうなるのか。また、期日前投票は、今までどおり行えるのか。	災害時には区民活動センターや地域事務所はもとより、本庁舎からも職員が駆け付け、今までどおり区が責任をもって対応する。期日前投票についても、従前どおり行う予定である。	南中野、東中野、鷺宮	
5	この意見交換会で出された意見は、公開されるのか。	意見交換会での意見については、区議会で報告するとともに、ホームページで公開する。	南中野、新井	
6	地域センターの再編内容を説明する機会を、もっと多くとってほしい。	地域の会合などで説明の機会をいただけるなら、ぜひ伺わせていただきたい。	弥生、桃園、上高田、沼袋、大和、鷺宮、上鷺宮	